

日程第 4．議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終わりました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程において執行部の説明のなかで、通称マイナンバー法に基づき、庁内での個人番号の独自利用及び庁内のシステム連携については、条例に定めることで個人番号を利用できると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 64 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。